

# 川柳の里三清荘 利用料金表 <ショートステイ>

令和4年 10月 1日～

個室		基本料	加算	処遇改善・支援加算等 (①・②・③)	食費	室料	合計
要支援 1 523	第1段階	523	12	65	300	820	1,720
	第2段階				600	820	2,020
	第3段階①				1,000	1,310	2,910
	第3段階②				1,300	1,310	3,210
	第4段階				1,445	2,006	3,451
要支援 2 649	第1段階	649	12	81	300	820	1,862
	第2段階				600	820	2,162
	第3段階①				1,000	1,310	3,052
	第3段階②				1,300	1,310	3,352
	第4段階				1,445	2,006	4,193
要介護 1 696	第1段階	696	30	89	300	820	1,935
	第2段階				600	820	2,235
	第3段階①				1,000	1,310	3,125
	第3段階②				1,300	1,310	3,425
	第4段階				1,445	2,006	4,266
要介護 2 764	第1段階	764	30	97	300	820	2,011
	第2段階				600	820	2,311
	第3段階①				1,000	1,310	3,201
	第3段階②				1,300	1,310	3,501
	第4段階				1,445	2,006	4,342
要介護 3 838	第1段階	838	30	106	300	820	2,094
	第2段階				600	820	2,394
	第3段階①				1,000	1,310	3,284
	第3段階②				1,300	1,310	3,584
	第4段階				1,445	2,006	4,425
要介護 4 908	第1段階	908	30	114	300	820	2,172
	第2段階				600	820	2,472
	第3段階①				1,000	1,310	3,362
	第3段階②				1,300	1,310	3,662
	第4段階				1,445	2,006	4,503
要介護 5 976	第1段階	976	30	123	300	820	2,249
	第2段階				600	820	2,549
	第3段階①				1,000	1,310	3,439
	第3段階②				1,300	1,310	3,739
	第4段階				1,445	2,006	4,580

<加算>

- ・機能訓練体制加算 \*¥12 (1日)
- ・夜勤職員配置加算 \*¥18 (1日)

<必要に応じて頂く加算>

- ・送迎加算 ¥184 (片道)
- ・療養食加算(医師の食事箋に基づいて提供した場合) ¥6 (1食)

- ①介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 8.3%
- ②特定処遇改善加算 (Ⅱ) 2.3%
- ③介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%

基本料+加算に12.2%乗じた金額

■負担限度額(日額)

利用者負担段階		居住費	食費 (ショートステイ)
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	300円
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって年金収入等が80万円以下 ・預貯金: 単身650万円、夫婦1650万円	820円	600円
第3段階①	・本人および世帯全員が住民税非課税であって80万円超120万円以下 ・預貯金: 単身 550万円、夫婦1550万円	1,310円	1,000円
第3段階②	・本人および世帯全員が住民税非課税であって120万円超 ・預貯金: 単身 500万円、夫婦1500万円	1,310円	1,300円
第4段階	課税世帯	2,006円	1,445円